

北九州市の文化財を守る会 会報

No. 63. 63. 5. 15

発行 北九州市の文化財を守る会
北九州小倉北区鍛冶町一丁目 7-2
森鷗外旧居内
電話 (093) 531-1604
印刷 博文堂印刷所
北九州市小倉北区長浜町 2-22
電話 (093) 511-1011

昭和六十三年度総会おわる

門司副会長の開会のことばのあと、小林会長のあいさつがあり、昨年八月二日に物故された顧問の一高富翁氏、また本年三月二十四日に逝くなられた石崎巖氏について、その業績をたたえるとともに、深い哀悼の意を捧げ、またその他、物故会員の方々（十一名）のお冥福をお祈りしたのち、就任以来三年の感想をのべ、会の発展について会員の協力を求められた。

昭和六十三年度の予算案及び同事業計画について事務局より特に事業計画において従来と異なつて企画・編集委員会の設置による運営、会員名簿の作成等について説明があり万場一致で可決された。

その他の項では、米津副会長から永照寺問題についての別記のような説明がなされた（次頁登載）。

また、若松支部長藤田氏より今まで発行の会報のうち文化財関係の論文、報告等について小冊子にまとめてはどうかとの提案があり、検討課題としてとりあげることを決定した。

門司副会長の閉会のことばののら、松尾昌英氏から「九州市内の長崎街道」について講演が行なわれた。

顧問	大隈	岩雄・大塚桂一郎	肇
加瀬	久野	繁樹・平山	哲平
康作・局	吉田	一芳	八幡西・政時
副会長	小林	安司	義明
支部長	門司	宣里・米津	戸畠・安田富美子
門司・吉岡	成夫	三郎	理事
小倉北・吉田美知子			
小倉南・佐野	隼人	小倉北・岩崎	門司・前田
若松・藤田	敏夫	小倉南・小柳	洋・大田
八幡東・平木清二郎		溝口	章
八幡西・能美	安男	秀次・千代丸頼光	
戸畠・福田	安敏	尚・黒田	
常任理事		昭豊	
門司・是則	宗興	小倉南・中村	
小倉北・石崎徳太郎		雄三・田辺むつみ	
小倉南・池上	重信・中尾	溝口	
若松・安倍		連	
芳一・森川		豊子・中野	
政美		益雄	
多聞		古賀	
事務長・会計	戸畠・林	八幡東・山下	
	小川	八幡西・杉野	
監事	大神	八幡東・山下	
		光雄・田中	
上原一義	文和	照子・竹中	
(敬称略順不同)	賢・野上	英彦	
	三可・山中		
	陽三		
	岩夫		

昭和63年度事業計画

おしらせ
事務局の勤務時間、休日は
次のとおりです。

バスによる 文化駆めぐり ご案内

担当で、国東の文化財を訪ねることにしました。
国東半島、この半島は宇佐神宮の山岳神宮寺の境内
内地として栄え、佛教文化の花をひらかせたところ
です。

物は三ツ斗、柱はすべて円柱で四方回縁勾欄つき。外陣は建築当時のままといふ。

卷之三

▼会報第六十三号をお届けします。総会報告とバスによる文化財めぐりが主題です。次号は八月です。

▼本年度の会費振替用紙を同封しました。会費の納入状況は別表のような現況です。本会は会費のみによって運営されています。皆様にお協力を切にお願いします。

▼以下総会で説明した事業計画のあらましをおしらせします。

○企画・編集委員会の設置による運営——役員会（常任理事・支部長）において、どこの会でも見られる現象はあるがマンネリ化令化等により会の運動が停滞しているので、この一年前向きにやつて行こうということで、大別して

事業については企画委員会を設け研究会・講座等を企画することとして、二月に一度は集まるということになりました。会報については編集委員会を設けて各支部に偏せず、それぞれの支部のニュースをもり込んだ形態のものにするという大すじを決定しました。

具体的には次の会合で各委員を決めてることとなります。

○会員名簿の作成——十二月一日発行予定とし、氏名・郵便番号・住所・電話番号を登載します。

十一月二十日までに異動等をご一報ください。電話でも結構です。

▼今回の「バスによる文化財めぐり」をもって当分の間中止いたします。初夏の候です。ふるってご参加ください。

区分	会員数	完納	未納	免除	対前年比
門司	43	34	9		△ 7
小倉北	74	49	21	4	△ 4
小倉南	45	32	12	1	△ 9
若松	61	43	17	1	△ 11
八幡東	14	13	1		△ 3
八幡西	41	32	8	1	△ 1
戸畠	21	14	7		△ 1
市外	8	5	3		1
計	307	222	78	7	△ 35

昭和 62 年度 決 算 報 告

S 63. 4. 1

収入の部				支出の部			
予算額		決算額		予算額		決算額	
費目	金額	金額	内訳	費目	金額	金額	内訳
前年度 繰越金	円 865,427	円 865,427		報賞費	円 110,000	円 65,000	会報作成・謝金 30,000 バスハイク講師謝金 15,000 〃世話人〃 20,000
会費	824,000	563,000	会員 452,000 (2,000 円 × 226)	旅費	5,000	1,020	ハイヤー代
			賛助会員 100,000 (10,000 円 × 10 口)	需用費	430,000	358,430	印刷費 330,000 資料作成費 10,000
			団体 3,000 (3,000 円 × 1 口)	役務費	170,000	132,930	食糧費 0 文房具 ゴム印 1,230 雑費 17,200
			学校 2,000 (2,000 円 × 1 校)	使用料			郵送料 112,930 電話代 20,000
			過年度会費 6,000	及び	350,000	109,370	バス借上料ほか 109,370
				借上料			
雜収入	410,573	131,007	バスハイク 1 回 112,000	事務局費	216,000	216,000	事務会計 216,000
			寄附金 10,000	予備費	819,000	57,600	パート 3,600 文化財展入場券 54,000 (150 円 × 360)
			利子 9,007	次年度 繰越金		619,084	
				合計	2,100,000	1,559,434	
合計	2,100,000	1,559,434		合計	2,100,000	1,559,434	

昭和 63 年度 予 算

収入の部			支出の部		
費目	金額	内訳	費目	金額	内訳
前年度 繰越金	円 619,084	円		円	会報作成・謝金 円 (10,000円×4回) 40,000
					バスハイク講師謝金 (15,000円×1人) 15,000
		会員 520,000 (2,000円×260)	報賞費	95,000	バスハイク世話人謝金 (10,000円×2人) 20,000
		賛助会費 100,000 (10,000円×10口)			講演会講師謝金 20,000
会費	665,000	団体 3,000 (3,000円×1口)	旅費	5,000	
		学校 2,000 (2,000円×1校)			印刷費 350,000
		過年度会費 40,000	需用費	400,000	資料作成費 10,000
					食糧費 10,000
		バスハイク 200,000 (5,000円×40人×1回)			文房具・ゴム印 10,000
雑収入	215,916	利子ほか 15,916			雑費 20,000
			役務費	170,000	郵送料 146,000
					電話代 24,000
			使用料及び 借上料	170,000	バス借上料ほか 150,000
					会場費 20,000
			事務局費	216,000	事務・会計 (18,000円×12月) 216,000
			予備費	444,000	文化財展入場券 (200円×360枚) 72,000
合計	1,500,000		合計	1,500,000	

永照寺保存問題

米津副会長報告

昭和58年の総会で、小倉駅前再開発の場合、小倉城下町を象徴する遺跡（城下町はどこも武士・町人の集住地域と寺社地の三つの地域で構成されている）ともいべき永照寺は貴重な文化財であるので、これを残すよう運動しようとすることが決定した。そのご小倉駅前再開発はしだいに具体化し、昭和六十年の総会においても永照寺保存の運動を進めることが再確認された。

再開発計画では永照寺移転の構想が強まってきたので、当会としては小林会長・米津副会長・中村雄三理事（建築史）に、永照寺住職村上先生氏・大久保裕文氏（建築デザイナー）の5人で座談会を開き、61年2月5日付の機関紙54号に掲載した。北九州市の玄閥口小倉駅前の再開発は必要であるが、永照寺を残し、この歴史的建造物を生かした方向で行なわるべきである、という点で意向の集約がなされた。

この座談会の記事に対し、小倉

会長から横井重雄会長に手交して
永照寺保存を呼びかけた。

広く市民に対しても文化財としての永照寺に対する認識を高めるため、永照寺を中心とした周辺地域の史跡と文化財めぐりの「ウォッチング・ラリー」を主催し、永照寺の文化財的価値を参加者に説明した。

一方、再開発構想は永照寺を移転させて、その跡地を含んだ大型ビルの建設、という方向がひじょうに強まってきた。このような状況に対処するため、米津副会長名をもって62年4月1日付の会報58号に「再び小倉駅前開発と永照寺保存問題について」という一文を掲載し、再開発に当たっては、永照寺を保存し、これを含め生かした構想にすることによって、小倉の歴史性・文化性を強調し、ユニークな都市建設を実現することができるなどを主張した。

このような状況の中で、小倉駅前再開発事業はいよいよ具体化することになり、その計画決定案が

て提出した。その内容は當会とり、当局側の審議会の決定では結果的には永照寺現地保存は肯定されるところとならず、われわれの運動はまさに「一敗地にまみる」ことになった。まことに残の極みである。ただ今回の運動を通じて考えられることは、この化財を守る会の力について、反省する点があるようである。そのため、本日の総会においては、活力ある今後の前進のために、画委員会や会報編集委員会の設が決まり、活発な運動展開が改て考えられることになった。文財は一度破壊されると、ほんとに取り返えしのつかないことにるものであることを深く認識して今後もいろいろと起るであろう、化財保護の問題に対し、永照寺題を教訓として、会の実力を高ることに全員一丸となつて対処ある。

所在地：戸畠区初音町5番5号
所有者：難波江 初治

形 状・縦帳

細川忠興は豊前入部の翌年、慶長六年（一六〇一）に太閤検地の施行原則にならい土地台帳である検地帳を作成した。

しかし場所によつては土地査定が適格でなく、また新田の開発などもあって、二代藩主・忠利の時代、寛永三年に検地帳の改正が行われた。本帳はこの時のもので、内訳は次のとおりである。

規矩郡之内水町村田方

御檢地御帳 一冊

規矩郡之内水町村田方

御檢地御帳 二冊

（島方二冊の内容は同じ）

検地帳の作成にあたっては、庄屋・百姓と藩方役人の双方が立会い、了解のもとで行われたことが奥書に記されており、また庄屋と検地奉行のかかわり及び印がある。

現在、市内に伝存する細川氏時代の検地帳としては「規矩郡干上

代の検地帳を利用した。また「水帳」の作成に際しても、細川氏の檢地帳を基にしており、江戸時代を通じて、細川氏時代の検地帳の伝存は数少なく、かつ当時の土地制度を知るうえにはなはだ貴重である。

■新指定文化財の紹介

の写本であり、検地当初の原本と